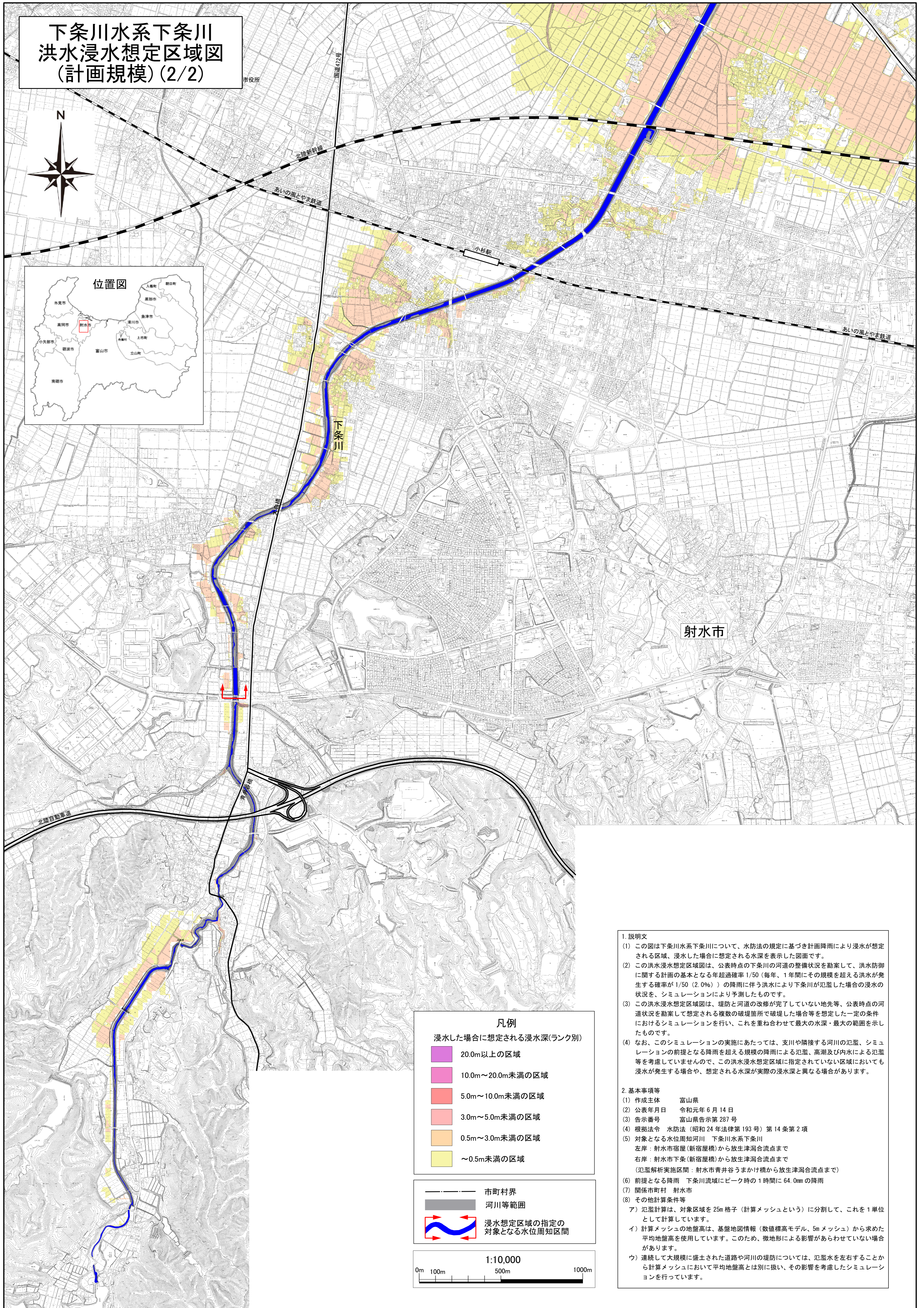
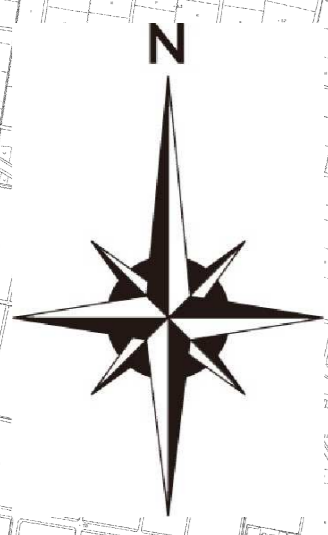


# 下条川水系下条川 洪水浸水想定区域図 (計画規模) (2/2)



**凡例**

浸水した場合に想定される浸水深(ランク別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- ～0.5m未満の区域

市町村界  
 河川等範囲  
 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知区間

1:10,000

0m 100m 500m 1000m

1. 説明文

- (1) この図は下条川水系下条川について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の下条川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 1/50 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50 (2.0%) ) の降雨に伴う洪水により下条川が氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
- (3) この洪水浸水想定区域図は、堤防と河道の改修が完了していない地先等、公表時点の河道状況を勘案して想定される複数の破堤箇所等破堤した場合等を想定した一定の条件におけるシミュレーションを行い、これを重ね合わせて最大の水深・最大の範囲を示したものです。
- (4) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川や隣接する河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 富山県
- (2) 公表年月日 令和元年 6月 14日
- (3) 告示番号 富山県告示第 287号
- (4) 根拠法令 水防法 (昭和 24年法律第 193号) 第 14条第 2項
- (5) 対象となる水位周知河川 下条川水系下条川  
 左岸：射水市宿屋 (新宿屋橋) から放生津濁合流点まで  
 右岸：射水市下条 (新宿屋橋) から放生津濁合流点まで  
 (氾濫解析実施区間：射水市青井谷うまかけ橋から放生津濁合流点まで)
- (6) 前提となる降雨 下条川流域にピーク時の 1時間に 64.0mm の降雨
- (7) 関係市町村 射水市
- (8) その他計算条件等
  - ア) 氾濫計算は、対象区域を 25m 格子 (計算メッシュという) に分割して、これを 1単位として計算しています。
  - イ) 計算メッシュの地盤高は、基礎地盤情報 (数値標高モデル、5m メッシュ) から求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響があらわされていない場合があります。
  - ウ) 連続して大規模に盛土された道路や河川の堤防については、氾濫水を左右することから計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。